

令和6年6月吉日

会員各位

埼玉県シートメタル工業会
会長 福田 治
生産部会長 星野 耕一

プレス特別教育と技能検定受検職種確認書のご案内

向暑の候、会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、埼玉県シートメタル工業会では、本年度も工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）の技能検定試験受検の支援を行って参ります。

その第一段階として労働安全衛生法に基づく特別教育を開催致します。

工場板金の技能検定実技試験受検のための条件として、プレス特別教育（動力プレスの金型等の取付、取外し又は調整の業務に関わる特別教育）を終了した証明書の提示となっております。

また、技能検定試験受検にかかわらず、社員の皆様の安全教育の一環として受講して頂いても結構です。講習修了者には職業訓練法人アマダスクールの受講修了書を発行致します。

このご案内と併せて技能検定受検職種確認書を送らせて頂きます。この確認書を元に令和6年度技能検定を受検される皆様には受検申請書を取り寄せ受検者の皆様に送らせて頂きます。

添付のプレス特別教育参加申込書及び技能検定受検職種確認書につきましては7月5日（金）までに事務局までFAXないしはメールにて送付頂けます様お願い申し上げます。

特別教育開催時には新型コロナウイルスの感染拡大防止に留意して開催致しますが状況によっては中止等の可能性がありますことご了承下さい。

尚、検定前学科、実技講習は今年度もオンデマンドで開催致します。後日ご案内致します。

◎ プレス特別教育

日時： 令和6年8月5日（月） 8:30～19:30 ※受付開始8:00～

場所： ものづくり大学 M2071（学科）M1050（実技）

〒361-0038 埼玉県行田市前谷333

費用： 1名 4,000円（テキスト代、修了証発行手数料）

問合せ先： 事務局（株式会社アマダ 埼玉営業所）
担当： 芹澤
TEL 048-876-5335
mail saitama_sheetmetal@amada.co.jp

埼玉県シートメタル工業会 事務局宛

プレス特別教育申込書

会社名 _____

ふりがな
受講者氏名 _____

ふりがな
受講者氏名 _____

ふりがな
受講者氏名 _____

ふりがな
受講者氏名 _____

ふりがな
受講者氏名 _____

締切 令和6年7月5日(金)

技能検定の概要について

【技能検定の概要】

技能検定は、「働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する国家検定制度」です。

技能検定は、技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。確かな技能の証として、各職場において高く評価されております。

【技能検定の実施機関】

技能検定は国(厚生労働省)が定めた実施計画に基づいて、試験問題等の作成については中央職業能力開発協会が、試験の実施については各都道府県の職業能力開発協会がそれぞれ行うこととされています。

【技能検定の等級区分】

技能検定には職種にもよりますが、特級、1級、2級、3級に区分するもの、単一等級として等級を区分しないものがあります。

- 特 級 管理者または監督者が通常有すべき技能の程度
- 1級及び 単一等級 上級技能者が通常有すべき技能の程度
- 2 級 中級技能者が通常有すべき技能の程度
- 3 級 初級技能者が通常有すべき技能の程度

当工業会では、最も私たちの職場に関係の深い

- ①工場板金(機械板金作業) 1級、2級
- ②工場板金(数値制御タレットパンチプレス板金作業) 1級、2級

【合格者】

技能検定の合格者には、厚生労働大臣名(1級)、県知事名(2級)の合格証書が交付され、技能士と称することができます。

また、技能検定合格者には、他の国家資格の受検や資格取得に際して特典が認められる場合もあります。

【試験内容】

試験は学科試験及び実技試験が行われ、いずれの試験にも合格した人が合格者となります。

- ② 受検に際し、動力プレス機械の金型の取付け等の作業に関し労働安全衛生法に基づく安全又は衛生のための特別の教育(プレス特別教育)を修了した証明書等の写しの提示、又は特別の教育と同等の知識及び技能を有していることの申告を要します。

【受検料】

検定職種ごとに各都道府県において定められています。

標準金額は 学科試験3,100円 実技試験18,200円 です。
(昨年実績)

【事務局から】

従業員の職務能力・モチベーションのアップはもとより、会員企業の戦力アップの一助として工業会はバックアップをつづけて行きます。
つきまして、会員企業の皆様にあつてはこの『技能検定』をひとつのチャンスとして頂ければ幸いです。

以上

必要な実務経験年数は、下表のとおりです（受付期間の最終日まで、下記の経験年数を満たしていることが必要です。）。なお、実務の経験とは、当該検定職種に関する実務の経験でなければならず、この範囲には現場での作業のみならず、管理監督、訓練、教育及び研究に関する業務や入職後に訓練又は教育を受講した期間も含まれます。

注：「〇級合格後」は合格日からの経過年数で計算してください。

等級区分		特級	1 級			2 級		3 級	単一等級
		1 級合格後	1 級の受検に必要な実務経験年数			2 級の受検に必要な実務経験年数		3 級の受検に必要な実務経験年数（※7）	単一等級の受検に必要な実務経験年数
受検対象者※1			直接1級を受検	2 級合格後	3 級合格後	直接2級を受検	3 級合格後		
実務経験のみ			7			2		0(※8)	3
検定職種に関する学科、訓練科又は免許職種に関するものに限り、	専門高校卒業※2		6			0		0	1
	専修学校(大学入学資格付与課程に限る。)卒業								
	短大・高専・高校専攻科卒業※2		5			0		0	0
	専門職大学前期課程修了								
	専修学校(大学編入資格付与課程に限る。)卒業		4	2	4	0		0	0
	大学卒業(専門職大学前期課程修了者を除く。)※2								
	専修学校(大学院入学資格付与課程に限る。)卒業		6			0		0(※9)	1
	専修学校※3又は	800h以上	5			0	0	0(※9)	1
	各種学校卒業(厚生労働大臣が指定したものに限り。)	1600h以上	4			0		0(※9)	0
		3200h以上	6			0		0(※6)	1
	短期課程の普通職業訓練修了※4※10	700h以上	5			0		0	1
		2800h未満	4			0		0	0
	普通課程の普通職業訓練修了※4※10	2800h以上	3	1	2	0		0	0
	専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了※4※10			1		0		0	0
	応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了※10			1(※5)		0(※5)		0	0
	長期課程又は短期養成課程の指導員養成訓練修了※10			1		—	—	—	0
	職業訓練指導員免許取得			0		0	0	0	0
	長期養成課程の指導員養成訓練修了※10								

- ※1 検定職種に関する学科、訓練科又は免許職種に関するものに限り、(学科・免許職種についてはP10参照)
検定職種に関連のない学科、訓練科又は免許職種を卒業又は修了した者は、「実務経験のみ」の欄の年数になる。
- ※2 学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者は、学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。
- ※3 大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。
- ※4 職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。
また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開訓練(いずれも800時間以上のものに限り。)を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。
- ※5 短期養成課程の指導員訓練のうち、実務経験者訓練技法習得コースの修了者については、訓練修了後に行われる能力審査(職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める審査)に合格しているものに限り。
- ※6 総訓練時間が700時間未満のものを含む。
- ※7 3級技能検定については、検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者も受検できるほか、検定職種に関する実務に従事している場合は、経験年数に関わらず受検できる。
上記以外の工業高等学校等に在学する者で、検定職種に係る講習を受講し講習責任者から受検に問題がないと判定される場合は、個別に確認しますのでお問い合わせください。
- ※8 検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認める。
- ※9 当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与する。
- ※10 職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の修了者においても、修了した職業訓練又は指導員訓練の訓練課程に応じ、受検資格を付与する。

技能検定受検職種確認書

会社名 _____

締切 令和6年7月5日 ○印記入

受講者氏名	フリガナ	職種	級
		1 機械板金 2 NCT	1 2
		1 機械板金 2 NCT	1 2
		1 機械板金 2 NCT	1 2
		1 機械板金 2 NCT	1 2
		1 機械板金 2 NCT	1 2
		1 機械板金 2 NCT	1 2
		1 機械板金 2 NCT	1 2
		1 機械板金 2 NCT	1 2
		1 機械板金 2 NCT	1 2
		1 機械板金 2 NCT	1 2

工場板金特級希望の方

		工場板金	特級
		工場板金	特級
		工場板金	特級

締切:7月5日(金)